

東海市告示第61号

令和6年度東海市ヒトパピローマウイルス感染症に係る予防接種の任意接種者に対する交付金の交付に関する要綱を次のように定める。

令和6年4月1日

東海市長 花田勝重

令和6年度東海市ヒトパピローマウイルス感染症に係る予防接種の任意接種者に対する交付金の交付に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン（以下「HPVワクチン」という。）の積極的勧奨の差控えにより定期接種の機会を逃した者で任意でヒトパピローマウイルス感染症（以下「感染症」という。）に係る予防接種を受けたものに対し、交付金を交付することにより、その者が公費負担で接種することとした場合との接種費用の負担の是正をすることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において「定期接種」とは、予防接種法（昭和23年法律第68号）に定めるところにより市町村長が実施主体となることが義務付けられている予防接種（感染症に係る予防接種に限る。）をいう。

2 この要綱において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。

(交付対象者)

第3条 交付金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、平成9年4月2日から平成17年4月1日までの間に生まれた女子であって、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 令和4年4月1日に市内に住所を有していること。
- (2) 16歳となる日の属する年度の末日までに3回の定期接種を完了していない

こと。

(3) 17歳となる日の属する年度の初日から令和3年度の末日までに次条に規定する交付対象接種を受け、その費用を負担していること。

(4) 交付金と同等の他の市町村による補助等を一度も受けていないこと。

2 前項の規定に該当する者のほか、市長は、特に必要と認めた者について、交付対象者とすることができる。

(交付対象接種等)

第4条 交付金の交付の対象となる感染症に係る予防接種（以下「交付対象接種」という。）は、定期接種以外の日本国内の医療機関で実施される感染症に係る予防接種で、組換え沈降2価HPVワクチン又は組換え沈降4価HPVワクチンによるものとする。

2 交付対象接種の接種回数は、3回を上限とする。

(交付金の額)

第5条 交付金の額は、交付対象接種に要した費用（交通費、宿泊費、次条第1項各号に掲げる書類の発行に要した費用等を除く。）の額とする。

2 前項の交付金の額は、接種回数1回につき、17,310円を上限とする。

3 次条第1項の規定による交付の申請時において同項第1号に掲げる書類の提出がない場合には、第1項の規定にかかわらず、交付金の額は、前項に規定する額から事務に要する費用の額を除いて得た額とする。

4 交付金は、予算で定める額の範囲内で交付する。

(交付金の交付申請)

第6条 交付金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和7年3月31日までに交付金交付申請書兼請求書に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要がないと認めたときは、当該書類の添付を省略することができる。

(1) 交付対象接種に要した費用の額が分かる領収書（原本に限る。）その他の書類

(2) 交付対象接種の接種記録が確認できる母子健康手帳の写しその他の書類

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定により未成年者の感染症に係る予防接種について申請する場合には、当該未成年者の保護者が行うものとする。

(交付金の交付決定)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、交付の可否及び交付金の額について、申請者に交付金^{支給}_{不支給}決定通知書により通知するものとする。

(交付金の支払)

第8条 市長は、前条の規定による交付金の交付決定の通知をしたときは、速やかに申請者に交付金の額を支払うものとする。

2 交付金の支払は、申請者が指定した金融機関の口座に振り込むことにより行うものとする。

(交付金の交付決定の取消し及び返還)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した交付金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 法令又はこの要綱に違反したとき。
- (2) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は不正の行為があったとき。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第10条 交付金の支払を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(関係機関との連携等)

第11条 市は、交付金の交付決定において、交付金と同等の他の市町村による補助等に関する調査が特に必要と認めるときは、第6条第1項の申請書で取得した申請者の同意の範囲内で、官公署その他の関係機関に対し、必要な資料の提供を求め、又は事実の確認若しくは聴取を行うことができる。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。